

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について (昭和60年4月30日付け総人第260号)

【改正の概要】

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員の退職手当について、令和4年10月1日から支給要件が緩和されることを踏まえ、これに準じて愛媛県職員退職手当条例について、所要の規定整備を行うものである。

(現行)

常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が12月(※1)を超えるに至ったもの



(改正後)

常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日(1月の日数が20日満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数※2)以上ある月が12月を超えるに至ったもの

※1…附則で「6月」を超えるに至った場合は支給対象とするよう規定。

※2…令和5年2月の場合、1月の日数は19日(土日祝を除く平日(開庁日))

- ・20日と1月の日数との差に相当する日数：20日－19日＝1日
 - ・18日から上記日数を減じた日数：18日－1日＝17日
- ⇒当該月は17日が基準

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

